

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業以外の取組の進捗状況（第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画期間）

資料 3

計画の内容・取組		担当課	第二期計画期間（R2～R6）における成果	現状と課題
3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保				
(1)認定こども園の普及	保育幼稚園課	民間の既存園から3園が移行をし、新規に2園が開園した。（計5園開園）民間事業者に対して認定こども園への移行・開園の支援を行った。		引き続き民間事業者に対して認定こども園への移行・開園への支援を行っていく。
	学校教育課			令和5年度から、「幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校教職員合同研修会」の運営方法を改め、「御殿場市教育フォーラム」の『幼児教育部会』として実施した。
	教育総務課	各園の状況に応じた職員の配置を実施した。 特に支援を要する園児は、その成長過程より必要とする職員の人員は、年度内で増減する業務上の性質がある。増加する要支援園児に対し、柔軟に対応できる体制づくり、具体的には年度内での園内、園間での異動や職種変更を積極的に実施した。		入園児の減少への対策として、令和5年度から試験的に一部の園で、満3歳児保育を実施しており、より一層の職員の適正を考慮した配置が求められている。 円滑な業務ができるように、関係課と調整しつつ対応する必要がある。
	教育総務課	「第4章項目一覧・担当課」において担当課となっておりますが、教育総務課は人事権のみなので、該当なしで報告いたします。		
(3)関係機関との連携	学校教育課			小学校入学前に双方で情報交換を行い、幼児期の教育から小学校教育への滑らかな接続を心がけ、学びの連続性を踏まえた連携を行っている。
4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保				
【産前・産後休業、育児休業明けにおける支援及び保育所等の優先利用】	保育幼稚園課	・下の子の育休取得にかかる在園兄弟の退園制度の撤廃。（R4.10～） ・育休復帰申込に限り利用開始日の最速2か月前から利用予約可。 ・育休復帰申込に対する保育の調整指数の加点。		特定園希望による入園待ち
5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進				
【ハローワーク、商工会等関係機関との連携】	商工振興課	ハローワーク、近隣高校、商工会等の代表者で構成される雇用対策協議会を組織し、市内企業と市民等とのマッチングや勤労に関する様々な課題を協議している。 様々な年齢層の求職者を対象とする合同企業ガイダンスを開催し、子育て世代の支援として、託児サービスを実施した。 合同企業ガイダンス：2回実施（R5）		合同企業ガイダンスでは、関係者を含め、1日に約300人の参加があるが、実際に雇用につながっているのは、10人程度となっている。求職者が企業に希望する労働条件も多様化していることから、企業、求職者の双方にとって利便性が高いガイダンスになるようサービスの更なる充実、向上が求められる。
【ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発・情報提供】	商工振興課	国や県の情報提供に基づき、市の広報などを通じて、情報発信を実施した。また、合同企業ガイダンスでは、市内企業の出展だけでなく、ハローワークと連携し、キャリアカウンセラーによる幅広い内容の相談ができるコーナーの設置や、県と連携した就職・雇用関係のあらゆる相談を受けられる就職相談会を実施した。 合同企業ガイダンス：2回実施（R5） 就職相談会：4回（R5）		労働者の働き方改革を進める中で、特に若い世代では、仕事と生活のバランスを重要視する人が増加する傾向にある一方で、人口減少に伴い企業側の働き手不足や人材不足が顕著になっていることから、求職者と企業のマッチングや企業の労働環境の充実の重要性が増している。
【休日保育事業の充実】	保育幼稚園課	休日保育実施園（R5）：富岳保育園、とらのご保育園、未来こども園、高嶺の森のこども園、にじのいろ保育園（計5園） 延べ利用者数（R5）：812人		令和5年度から実施園が2園増加し、利用人数も増加した。 利用者要望に対する人員確保などが課題である。
【保育士の就労支援】	保育幼稚園課	・市内の保育所等に勤務する保育士又は保育教諭に対する調整指数の加点（月120時間以上の勤務に限る） ・市外の保育所等に勤務する保育士又は保育教諭に対する調整指数の加点（月120時間以上の勤務に限る）		・個別対応の必要な児童増加。受入枠の拡張困難。

計画の内容・取組		担当課	第二期計画期間（R2～R6）における成果	現状と課題
6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進				
(1)児童虐待防止対策の充実				
①子どもの権利擁護	子育て支援課	関係機関や市役所の支所等へ虐待防止に関するポスター掲示をするとともに虐待防止推進月間には啓発品を窓口配架するなど虐待防止の啓発に努めた。	テレビのコマーシャルや児童虐待に係るニュース等により、社会的に虐待に関する認知度は高まっていると思われる。今後も児童虐待防止を推進するため、普及啓発に努める。	
②児童虐待の発生予防・早期発見	子育て支援課	児童に対する虐待を早期に発見、防止するため、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を実施した。また、児童福祉と母子保健の両機能が一体的に支援を行う「子育てサポートセンターごてんば」をR6年度に設置し、支援体制の強化を図った。	児童福祉と母子保健が一体的に円滑な支援を行っていくために、両機能を総括する統括支援員を配置し、月1回の定例会において情報を共有していくとともに、支援計画を作成するためのシステム導入を推進していく。	
③児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び相談支援機関の充実・連携強化				
【子ども家庭総合支援拠点の設置推進】	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を包含する形で、令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置した。国の基準に則った人員配置とするため、相談員を増員し、相談対応、必要な調査、継続的なソーシャルワーク業務を行った。	子ども家庭総合支援拠点を中心に、学校や保育所、医療機関、専門機関、民生委員児童委員等と情報共有を密に行うとともに、連携してリスクが高い家庭の支援を行っている。	
【家庭児童相談の充実】	子育て支援課	計画策定したR2年度以降、増加する相談件数に対応するため、相談員を増員した。相談員を増員したことで、家庭訪問やケース会議等の回数を増やすことができ、より手厚い支援を行うことができた。	相談員を常勤1名、非常勤2名、また、要対協調整員兼虐待対応専門員を常勤1名に増員し、増加傾向にある相談業務に対応している。相談員等の資質向上のため、各種研修や講習会等は積極的に参加し、体制の強化を図っている。	
【要保護児童対策地域協議会の充実】	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の代表者が参加する代表者会議を年1回、児童に関わる職員や関係者が参加する実務者会議を年3回実施し、児童の個別のケースについて関係機関のそれぞれの役割を再確認するとともに情報共有を行った。	協議会における情報共有は、関係機関が連携して支援を行う上で非常に意義であることから、今後も会議を継続して行うことにより支援体制の強化を図る。	
【民生委員児童委員、主任児童委員との連携強化】	社会福祉課	民生委員児童委員協議会児童福祉部会研修会の開催及び県民生員児童委員協議会主催研修への参加等による、知識の習得、連携強化を図った。	雇用環境やライフスタイルの変化等により、民生委員児童委員の人材確保が難しくなっている。	
	子育て支援課	民生委員児童委員から虐待リスクのある家庭の通告や、民生委員児童委員が参加するケース会議等を通じて、連携して、リスクのある家庭の支援を行っている。	主任児童委員に要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議、乳幼児部会等の会議への参加、また、民生委員児童委員にケース会議に参加してもらうことにより地域との連携を深めている。	
【関係機関との連携強化】	子育て支援課	子ども家庭総合支援拠点を中心に、各関係機関が円滑に情報共有を行い、子どもやその家庭に対して、切れ目なく相談支援を行った。	要保護児童が市外へ転出した場合は遅滞なく移管書を送り対応した。虐待リスクが高く、対応の難しいケースについては、転出先の関係機関を交え、個別ケース検討会議を行い、情報共有・方針検討を行った。児童相談所へ送致を行う場合は、あらかじめ助言を求め、迅速に対応をするよう努めた。	
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進				
【相談体制の充実】	子育て支援課	ひとり親家庭等の経済的支援を継続して行うとともに、就業等に係る相談に対し、相談者の話を傾聴し、常に寄り添った支援を行った。	家庭児童相談室に女性相談支援員1名を配置し相談支援を行っているが、増加する相談件数に対応するため、さらなる相談支援体制の強化を図る。	
【児童扶養手当の支給】	子育て支援課	制度改正に対応するため迅速にシステム改修を行い、遅滞なく支給事務等を行った。	民生委員を対象に、児童扶養手当に関する概要を説明する機会を設け、制度への理解を深めた。	
【交通遺児等扶養手当の支給】	子育て支援課	継続して受給している対象者に対し、申請を促すとともに遅滞なく支給を行った。	対象者に対し適切に支援が行われるよう、広報等による事業の周知を行った。	
【母子家庭等自立支援給付費の支給】	子育て支援課	広報ごてんば等で事業の周知を図り、窓口で随時申請の相談を受け、認定されたものへ給付金を支給した。 R2は3件、コロナ禍のR3及びR4は0件、R5は6件、R6は前年の6件の継続者に給付を行った。コロナ禍のR3、R4に事業の活用について相談された方がその後の新規申請につながったとみられる。	高等職業訓練の受給要件の緩和や対象講座の幅が広がったため、今後も事業利用の相談及び申請者の増加が見込まれる。	
【母子家庭等医療費の助成】	子育て支援課	対象となる受給者に対し医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図った。	少子化の影響により受給者数は年々減少傾向となっている。今後も事業を継続し、対象となるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図る。	
【母子家庭協力員制度の活用】	子育て支援課	毎年、母子父子寡婦福祉資金貸付金の申請があった際に、協力員と県の担当者が申請した親子と面接を行い、その際に家庭の状況等の聞き取りを行って、必要な支援等の助言を行っている。申請件数においては、R2年度とR3年度は5人程度であるが、R4年度以降は10人近くの申請になってきている。	協力員は民生委員を担っている者から選出されているが、年々民生委員の負担も増加しており、民生委員自体の担い手不足が生じている。	
【保育所等の優先入所】	保育幼稚園課	・ひとり親世帯に対する保育の調整指数の加点点 ・同一指数時の優先度	・特定園希望による入園待ち	

計画の内容・取組		担当課	第二期計画期間（R2～R6）における成果	現状と課題
(3)障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実				
【障害児の教育・保育事業の充実】		保育幼稚園課	保育園・こども園等の保育士等に対して、特別支援研修を開催（R5年度より年1回） 障害児保育事業補助金対象保育士実人数（R5）28人 ¥21,400,000（給付金重複無） 福祉行政報告例4月加配職員数（常勤換算、保育所・こども園のみ） R5.4：公立41.0 私立16.0 R6.4：公立47.0 私立15.8	特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあるが、保育士等の確保が難しい状況である。 児童発達支援事業所の利用希望者に対して、定員が少ない（施設面や人材面もあると思われる）。 外国籍のこどもで言語だけでなく、発達に課題のある場合への対応が難しい。 発達に課題があり、支援が必要と思われる子どもの保護者の中で、子どもの共通理解を図ろうとしても受け入れられない場合があり、対応に苦慮している。
【発達障害者(児)支援体制の整備】		子育て支援課	発達相談センターでは、幼児から成人を対象とした面談、電話相談、園や学校での行動観察、発達検査、親子教室を実施した。相談件数は延べ1,545件 実数490名（令和5年度）。	年齢が上がるにつれて問題が複雑化するため、相談窓口がさまざまな機関に分散する。このことから、例年高校生以上の発達に関する相談件数の割合は少ない傾向にある。
【発達等に関する支援事業の充実】		健康推進課	幼児事後指導教室はコロナ禍により実施を見合わせていた時期もあったが、R4年11月から再開し月1回開催。保護者の不安や心配に寄り添いその軽減を図るとともに、遊びを通して親子の関係づくりのための活動を実施した。参加者延べ人数：82人（R5）	精神発達面や子どもとの関わり方に不安などがある親子に対して継続して教室を開催し、親子遊びや他児との遊び、保護者同士の交流を通して子どもの求めに応じて関わることの大切さを知り、不安の軽減を図る。
		子育て支援課	そだちの教室は、コロナ禍で縮小した時期もあったが、令和3年度以降は毎年1、2歳児親子向けの教室を年間18回実施した。参加延べ組数101組（令和5年度）。	そだちの教室は、年齢が低い幼児を対象としているため、乳幼児健診を実施している保健センターと連携をすることで多層的な支援を行うことができている。
		学校教育課		令和3年度から、中学校での通級指導教室として、「なのはな教室」を開設しました。学校生活の様々な場面で適応にくい生徒に対し、それぞれの生徒の特性に応じた指導を実施することで、解決策を見出しながら、自信をもって他者と関わり、よりよい自分を探していけるよう、支援しています。
【障害児等に対する経済的支援等の充実】		社会福祉課	障害児福祉手当 10件（R2…1件 R3…2件 R4…4件 R5…3件） 補装具・日常生活用具 補装具：81件（R2…13件 R3…30件 R4…18件 R5…20件） 日常生活用具：779件（R2…196件 R3…201件 R4…183件 R5…199件） 医療費の一部助成 10件（延べ）（R2…2件 R3…4件 R4…2件 R5…2件） 身体障害者住宅改造費 1件（R5のみ申請あり） 特別児童福祉手当 84件（R2…12件 R3…24件 R4…22件 R5…26件） 心身障害児（者）扶養手当 164件（R2で終了）	障害児の増加が見込まれ、件数の増加に伴う支給額の増加が懸念される。
【特別支援教育の充実】		学校教育課		特別な支援を必要とする子どものための支援の仕方や多様な支援の場について理解を深めていくため、研修会を開催した。
【特別な支援が必要な子どもの円滑な教育・保育の利用及び支援】		保育幼稚園課	関係部局と連携しつつ、外国人適応指導教室の指導員の派遣の協力を得ている。翻訳アプリを導入。	国籍が多種の子どもが増加傾向にあり、一部の言語を除き、対応できる人材の確保が難しい。
		学校教育課		外国籍の子どもの保護者と生活習慣の違いや、子どもの発達上の課題や支援の必要性について、理解を得ることが困難な場合があり、対応に苦慮している。
【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】		保育幼稚園課	御殿場市自立支援協議会こども部会に、医療的ケア児の支援に関するワーキンググループを設け、年2回開催。医療的ケア児等の災害対応ハンドブックを作成。	外国児児童生徒適応指導教室の指導員が必要に応じて、保護者との就学相談に同席し、保護者の気持ちに寄り添い、支援を行っているが、さまざまな言語を母語とする外国人が増え、保護者のニーズに対応しきれないことがある。 医療的ケア児等の就園等に向けて、関係機関との連携をさらに図る必要がある。 施設整備や人材確保等が難しい。

計画の内容・取組	担当課	第二期計画期間（R2～R6）における成果	現状と課題
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	保育幼稚園課	・私学助成を受ける幼稚園 園から毎月初めに請求、園へ支払+年度末精算 R5: 2園 ・認可外、預かり保育 保護者から四半期ごと請求（3か月分まとめて支払い） 認可外: R5 3件（4～6月）、2件（7～9月）、2件（10～12月）、2件（1～3月） 預かり保育: R5 124件（4～6月）、131件（7～9月）、125件（10～12月）、199件（1～3月）	デジタル化 保護者への支給にマイナンバー公金受取口座の利用（認可外、預かり保育）
8 子どもの貧困対策の推進			
・市営住宅入居に係るひとり親家庭等の優先入居の実施	建築住宅課	・申込状況 R2: 5件、R3: 12件、R4: 19件、R5: 9件、 R6（10/7時点）: 10件	・現状 母子・父子世帯の当選率が一般申込者の2倍となる優遇を実施している。 ・課題 申込状況により、全申込世帯に市営住宅を提供できない。
・児童扶養手当【再掲】 ・ひとり親家庭等医療費助成【再掲】 ・母子家庭等自立支援給付費【再掲】 ・交通遺児等扶養手当【再掲】	子育て支援課		
・就学援助 ・育英奨学資金貸与	教育総務課	【就学援助 認定者数】 R2 小学校250人、中学校175人 R3 小学校243人、中学校181人 R4 小学校232人、中学校171人 R5 小学校213人、中学校176人 R6 小学校197人、中学校167人（9月30日現在） 【就学援助 新制度】 R4年度から新入学児童学用品費の支給を入学前に支給可能となった。 【奨学金 採用者数】 R2 専修学校生（専門課程）1人、短大生1人、大学生3人 R3 専修学校生（専門課程）1人、大学生5人 R4 大学生4人 R5 高校生1人、大学生3人 R6 高校生1人、専修学校生（専門課程）1人、大学生7人	【就学援助】 認定者数は年々減少傾向にあるが、児童生徒数自体が減少しているため、利用率としては横ばいである。新制度により、入学にかかる費用を入学前に支援することができるようになった。今後は効果的な周知方法を検討し、制度の認知度を高め、教育の機会均等に資する制度を継続していきたい。 【奨学金】 奨学金制度への応募者はここ数年少人数で横ばいであったが、令和6年採用は概ね倍の人数の応募があった。より利用しやすい制度を目指し、経済的事情により進学をあきらめる生徒・学生が一人でも減るように制度研究を継続していきたい。
・実費徴収に係る補足給付 ・保育料と副食費の多子軽減制度	保育幼稚園課	実費徴収に係る補足給付（園に支払った副食費の一部を補助） R5: 67名（園児）うち国基準43名 R6: 第2子無償化により対象数増 保育料と副食費の多子軽減制度 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、また市独自の第三子以降の保育料等無料を、令和6年度から第二子に拡大し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図っている。	実費徴収に係る補足給付 デジタル化: 保護者への支給にマイナンバー公金受取口座の利用 保育料と副食費の多子軽減制度 少子化と言われているが、保育需要は減少していない。認定こども園の増築により、受け入れ枠が増加した。保育需要は常に高いため、受け入れ体制の確保が必要となる。
・子どもの学習支援事業 ・生活困窮者自立支援事業	社会福祉課	・子どもの学習支援事業 生活困窮世帯（生活保護を含む）の子どもを対象とした、週1回の集合形式による学習支援を実施した。 令和5年度利用者: 小学生1人、中学生7人、高校生1人 ・生活困窮者自立支援事業 生活困窮者等の自立の促進を図るため、就労等に向けた情報提供や助言、各種支援を実施した。 令和5年度相談支援件数: 691件（延べ）	・子どもの学習支援事業 学習習慣の定着を図るとともに、中学3年生を中心に、進路支援を積極的に行っている。地域資源、予算規模の関係から、利用者の増加が困難である。 ・生活困窮者自立支援事業 相談者一人ひとりの世帯の状況に応じた、相談支援に努めている。 コロナ禍時点と比較すると、相談件数は減少しているが、物価高騰が続く中、困窮状態からの自立が困難な世帯が散見され、支援の長期化が懸念される。